

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六年 八月 二十七日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひらの小児科クリニック	秋田市広面樋ノ沖二七番地二	令和六年九月一日
あじみね内科医院	北秋田市栄字前綱八二番地	令和六年九月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六 年 八 月 二十七日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目二八番一三号	令和六年八月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年八月二十七日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大倉訪問歯科クリニック	能代市長崎一九四―五八	令和六年九月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年八月二十七日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こばやし歯科クリニック	秋田市御野場八丁目七番一号	令和六年八月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年八月二十七日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐野薬局 鷹巣店	北秋田市栄字前綱八二	令和六年九月一日